

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 463 号）

〔警察署行政文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 11 月 11 日）

第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求の経緯

1 令和 4 年 9 月 6 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、次の内容について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
(本件請求の内容)

○○署において決まっているとされる「喫煙場所」の具体的な場所が分かる文書及び決まるに至る過程が分かる文書（「喫煙場所」とは広報広聴カード（令和 3 年 8 月 18 日付け受理番号 8259）の別添チラシ中で言及されるもの）

- 2 令和 4 年 9 月 15 日、実施機関は、「本件公開請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していない。」との理由を付して、条例第 13 条第 2 項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い審査請求人に通知した。
- 3 令和 4 年 10 月 7 日付で、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が公開を求める文書とは、○○署において決まっているとされる「喫煙場所」に係る文書であることからすると、府民応接センターにおいて管理していないからといって、○○署において管理されていないとはいえない。

2 反論書における主張は、概ね次のとおりである。

第六の 1 (2) について知らないし否認。弁明書内の「同文書内の～」は不自然である。なお○○警であれば、敷地内全面禁煙であった時分、例えば○○署であれば署長公舎の庭の一角が喫煙場所に決まっていた。

第五 諒問機関の主張要旨

諮詢機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和4年10月7日付けで提起した、条例第13条第2項の規定に基づく実施機関の本件決定に対する本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮詢機関は、諮詢実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る本件決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

1 弁明書による主張は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 本件決定の理由等

ア 本件決定の妥当性

○○警察署に喫煙所の設置はなく、かつ、特定の喫煙場所を指定している事実もないため、実施機関は本件請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、管理していないことから、実施機関は審査請求人に対し本件処分を行ったものである。

なお、本件請求において審査請求人が言及する「チラシ」は、○○警察署副署長から同署員へ喫煙に関する注意を促す文書であり、同文書中の「喫煙場所は決まっています。」とは、同署において特定の喫煙場所が指定されていることを示すものではなく、喫煙する際は、法令等に基づき設置された喫煙場所等、喫煙が認められている場所で喫煙することを示しているものである。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査請求人が公開を求める文書とは、○○署において決まっているとされる「喫煙場所」に係る文書であることからすると、府民応接センターにおいて管理していないからといって、○○署において管理されていないとはいえない。」と主張するが、実施機関が本件請求に係る行政文書を管理していないことは前記のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

ウ 結論

以上のとおり、本件決定は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明による主張は、概ね次のとおりである。

弁明書のとおり「チラシ」にある「喫煙場所は決まっています。」とは、同署において特定の喫煙場所が指定されていることを示すものではなく、署員に対して管理者としての立場で一般的な注意喚起を示すものである。

よって○○警察署内に喫煙場所は無く、本件対象文書については○○警察署において、作成も取得もしていないため、不存在として本件決定を行った。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件請求に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、「審査請求人が公開を求める文書とは、○○署において決まつてるとされる「喫煙場所」に係る文書であることからすると、府民応接センターにおいて管理していないからといって、○○署において管理されていないとはいえない。」旨主張するため、以下検討する。

審査会において、審査請求人が行政文書公開請求書に記載した「チラシ」について確認を行ったが、「チラシ」の記載からは○○警察署内に喫煙場所が存在することが分かるような内容は確認できなかった。

また、○○警察署に喫煙所の設置はなく、かつ、特定の喫煙場所を指定している事実もないため、実施機関は本件請求に係る行政文書を作成も取得もしておらず、管理していないという実施機関の説明にも不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

以上によれば、実施機関において、本件請求に係る行政文書を保有しているとは認められず、本件請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していないとして、実施機関が本件決定を行ったことは不合理であるとはいえない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子